

20010127

厚生科学研究研究費補助金

統計情報高度利用総合研究事業

海外の統計情報の実態と
その評価に関する研究

平成13年度 総括研究報告書

主任研究者 宮城島一明

平成14年(2002年)3月

目次

I 総括研究報告書	1
-----------	---

宮城島一明、里村一成

II 分担研究報告

OECDにおける保健統計データの取り扱いに対する研究一	13
-----------------------------	----

里村一成

資料	15
----	----

厚生科学研究費補助金（統計高度利用総合研究事業）

総括研究報告書

保健情報収集に関する国際的な調査研究

主任研究者 宮城島一明 京都大学大学院医学研究科社会健康医学専攻健康政策管理学 助教授
分担研究者 里村一成 京都大学医学部公衆衛生学教室 助手

研究要旨

海外の保健情報システムの収集について、調査を施行した。法整備が十分であると考えられるOECD加盟国29カ国に対してアンケートを送付した。2002年末現在までに回答を得た国はフィンランド、トルコ、オーストラリア、スウェーデン、ポルトガル、オランダ、ドイツ、ルクセンブルグ、ノルウェー、アイルランドの10カ国である。人口調査一つとってみても調査施行間隔が継続的であるところから、1年ごと、5年ごとまで様々な方法がとられていた。報告に関しては現在のところ紙を用いた方式が多いが、徐々に電子的な方法での収集（イントラネットを用いたデータ入力やemailの使用）が見られるようになってきている

A. 研究目的

海外の情報は様々な形で日本に入ってきており利用されるようになってきた。保健統計もその例外ではない。しかしながら、その情報の発信国が立脚する法的制度やシステムについての情報は未だ十分に知られていない。そのため海外の情報を利用するに際してもその内容の正確性や相互比較可能性等についての検討が十分なされていないのが現状である。言い換えれば日本のデータと単純には比較ができない状況にもかかわらず、データのみが一人歩きすることがおこっている。そこで、我々は保健情報の収集システムに焦点を絞り、各国におけるその収集法、法的根拠を明らかにするとともに、今後の日本における保健情報の収集のあり方に対する提言をすべく国際的な調査を施行した。

B. 研究方法

対象国としては法制度が整っていると考えられるいわゆる developed countries を対象とした。その中で法整備の面から整っていると考えられるOECD加盟国を対象に調査を施行した。調査を行った2001年現在において、OECD加盟国は30カ国である。その内訳を加入した年で見ると以下ようになる

1961年 オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、

ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ

1964年 日本
1969年 フィンランド
1971年 オーストラリア
1973年 ニュージーランド
1994年 メキシコ
1995年 チェコ
1996年 ハンガリー、ポーランド、韓国
2000年 スロバキア

これらの国の内、日本を除く29カ国に対して郵送法で保健統計の法的根拠や方法等についての調査を行った。

送付先は、情報収集の担当省庁が明確なスイス等にはその省庁へ、また、担当省庁が明確でない国に対しては、保健担当省庁に対して郵送した。回答は基本的には英語で求めたが、法律名等は英語に訳しにくいものである点を考慮し、各国の公用語による回答も求めた。

以下順不同であるが送付先を記載する。

1. オーストラリア
Department of Health and Aged care
GPO Box 9848, Canberra City ACT 2601, Australia
2. ニュージーランド
Ministry of Health
133 Molesworth, St P.O. Box 5013, Wellington,
New Zealand
3. オーストリア
Das Bundesministerium für soziale Sicherheit und
Generationen im Dialog
Stubenring 1, 1010, Wien, Austria
4. デンマーク
Sundhedsministeriet
Holbergsgade 6, 1057 København K, Denmark
5. ドイツ
Bundesministerium für Gesundheit
Am Propsthof 78a, 53121 Bonn, Germany
6. アイルランド
Department of Health and Children
Hawkins House, Hawkins Street, Dublin 2, Ireland.
7. オランダ
Ministerie van Volksgezondheid, Welzijn en Sport
Postbus 20350, 2500 EJ Den Haag, Netherlands
8. ポルトガル
Ministerio da Saude
Direccao-Geral da Saude
Al. D. Afonso Henriques, 45 1049-005 Lisboa,
Portugal
9. チェコ
Ministerstvo zdravotnictvi
Palackeho namesti 4, 128 01, Praha 2,
Czech Republic
10. アイスランド
Ministry of Health and Social Security -
Laugavegi 116 - IS-150 Reykjavik - Iceland
11. メキシコ
Secretaria de Salud de Mexico
Lleja 7, Col. Juarez 06696-Mexico, D.F., Mexico
12. ハンガリー
Egeszsegugyi Miniszterium
1051 Budapest, V. ker. Arany J. u. 6-8.
Levelezési cím: 1245 Budapest, Pf.:987, Hungary
13. ノルウェー
Sosial- og helsedepartementet
Einar Gerhardsens plass 3
Postboks 8011 Dep, 0030 Oslo, Norway
14. スロバキア
Ministerstvo zdravotnictva SR
Limbova 2, P. O. BOX 52, Bratislava 37,
Slovakia
15. スウェーデン
Social-departementet
Fredsgatan 8, 103 33 Stockholm, Sweden
16. スイス
Swiss Federal Statistical Office
Espace de l'Europe 10, 2010 Neuchatel,
Switzerland
17. トルコ
T.C. Sadlyk Bakanlydy
Mithatpata Cad. No: 3 06410 Syhhiye / ANKARA,
Turkey
18. 韓国
Ministry of Health and Welfare
1Jungang-dong, Gwacheon-si, Gyeonggi-do4
27-760, Korea
19. アメリカ
U.S. Department of Health and Human Services
200 Independence Avenue S.W.,
Washington, D.C., 20201. U.S.A.
20. イギリス
The Department of Health
Richmond House 79 Whitehall London SW1A
2NS, Great Britain

21. ベルギー
 Ministre de la Protection de la Consommation, de la
 Sante publique et de l'Environnement Cite
 administrative de l'Etat
 Boulevard Pacheco 19, bte 5 Quartier Esplanade
 1010 Bruxelles, Belgique
22. カナダ
 Health Canada
 Tunney's Pasture, PL 0913A, Ottawa, Canada
 K1A 0K9
23. フランス
 Service des Statistiques, des Etudes et des Systemes
 d'Information (SESI)
 Ministere de l'Emploi et de la Solidarite
 11, Place des Martyrs du lycee Buffon 75507
 Paris Cedex 15 France
24. イタリア
 Ministero della Sanita
 Eur, Piazzale dell'Industria, 2000144 Roma, Italia
25. スペイン
 Ministerio de Sanidad y Consumo
 Paseo del Prado, 18-20 28014 MADRID, Spain
26. ギリシア
 Ministry of Health and Welfare
 General Directorate of Health
 19 Aristotelous Str. GR 10187 Athens Greece
27. フィンランド
 Ministry of Social Affairs and Health
 P.O. Box 267 00171 Helsinki, Finland
28. ポーランド
 Ministerstwo Zdrowia
 ul. Miodowa 15, 00-952 Warszawa Poland
29. ルクセンブルグ
 Ministere de la Sante
 Allee Marconi - Villa Louvigny L - 2120 Luxembourg
- フィンランド、トルコ、オーストラリア、スウェー
 デン、ポルトガル、オランダ、ドイツ、
 ルクセンブルグ、ノルウェー、アイルランド
 このうちトルコは Health Statistics 1999 という統計資
 料のみの回答であり、法的根拠などに対するアンケー
 トへの回答はなかった。
 また、他国の回答においても質問項目によっては無回
 答の項目も見られた。
- C-1. 人口、出産数、死亡数に対する調査
 1. 人口調査
- a) 法的根拠
 スウェーデン：
 回答なし
- オーストラリア：
 Census and Statistics Act 1905
- フィンランド：
 回答なし
- アイルランド：
 Statistics Act, 1993
- オランダ：
 De Wet Bevolkings-en verblijfsregisters
- ドイツ：
 Gesetz über die Statistik der
 Bevölkerungsbewegung und die Fortschreibung
 des Bevölkerungsstandes from the 4. of July 1957
 (BGBl. I S. 694), in form of publication from the
 14. of March 1980 (BGBl. I S. 308) changed by
 §26 of the Melderechtsrahmengesetzes (MRRG)
 from the 16. of August 1980 (BGBl. I S. 1429)
- ルクセンブルグ：
 回答なし
- ノルウェー：
 Statistikkloven av 16.6.1989, Lov om
 folkeregistrering av 16.1.1970
- ポルトガル：
 Decreto-Lei n.º 143/2000, 15 de
 Julho-Organizacao e execucao dos Censos 2001

C. 研究結果

2002年3月31日までに回答があったのは以下の
 10カ国であった。

b) 調査間隔 と最終調査年

スウェーデン :

回答なし

オーストラリア :

5年、2001年8月

フィンランド :

暫定的には1ヶ月毎、最終的には1年、2000年

アイルランド :

5年、1996年

(2001年施行予定であったが、2002年まで延期)

オランダ :

継続的

ドイツ :

1年、2001年

ルクセンブルグ :

回答なし

ノルウェー :

1年、2001年

ポルトガル :

10年、1991年

c) 担当省庁および関連機関

スウェーデン :

回答なし

オーストラリア :

Australian Bureau of Statistics,

関連 : State and Territory Registrars of Births,

Deaths and Marriages

The Commonwealth Department of

Immigration and Multicultural Affairs

The Health Insurance Commission

フィンランド :

Population Register Centre Statistics Finland

関連 : Register office of each jurisdictional district

Evangelic-Lutheran and

Greek Orthodox parishes

アイルランド :

Central Statistics Office

関連 : なし

オランダ :

CBS (Statistics Netherlands)

関連 : 市町村および住民

ドイツ :

Statistical Offices of the Länder, Federal Statistical Office

関連 : Local registry office

ルクセンブルグ :

回答なし

ノルウェー :

Statistisk sentralbyrå

関連 : Det sentrale folkeregisteret

および Skattedirektoratet

ポルトガル :

Instituto Nacional de Estatistica

関連 : Autarquias Locais: Câmaras Municipais; Freguesias

2. 出産数 (生産)

a) 法的根拠

スウェーデン :

回答なし

オーストラリア :

Census and Statistics Act 1905

フィンランド :

Väestötietoasetus I a luku 886/1993

Väestötietolaki 507/1993

アイルランド :

Vital Statistics and Births, Deaths and Marriages Registration Act, 1952

オランダ :

De Wet Bevolkings-en verblijfsregisters

ドイツ :

Gesetz über die Statistik der Bevölkerungsbewegung und die Fortschreibung des Bevölkerungsstandes from the 4. of July 1957 (BGBl. I S. 694), in form of publication from the

14. of march 1980 (BGBl. I S. 308) changed by §26 of the Melderechtsrahmengesetzes (MRRG) from the 16. of august 1980 (BGBl. I S. 1429)

ルクセンブルグ：
回答なし

ノルウェー：
Statistikkloven av 16.6. 1989
Lov om folkeregistrering av 16.1. 1970 (sist endret 4.3. 1994)

ポルトガル：
Código do Registo Civil

b) 調査間隔 と最終調査年

スウェーデン：
回答なし

オーストラリア：
毎年、2000年

フィンランド：
回答なし

アイルランド：
出産の登録による

オランダ：
回答なし

ドイツ：
1年毎

ルクセンブルグ：
回答なし

ノルウェー：
回答なし

ポルトガル：
回答なし

c) 担当省庁および関連機関

スウェーデン：
回答なし

オーストラリア：
Australian Bureau of Statistics,
関連： State and Territory Registrars of Births,

Deaths and Marriages

フィンランド：
Population Register Centre Statistics Finland
関連：記載なし

アイルランド：
the Department of Health and Children
(代理：Central Statistics Office)
関連：the Economic and Social Research Institute
(代理：the Department of Health and Children)

オランダ：
CBS (Statistics Netherlands)
関連：市町村および新生児の両親

ドイツ：
Statistical Offices of the Länder, Federal Statistical Office
関連：Local registry office

ルクセンブルグ：
回答なし

ノルウェー：
Statistisk sentralbyrå
関連：Det sentrale folkeregisteret i Skattedirektoratet Lokale folkeregistere

ポルトガル：
Instituto Nacional de Estatística
関連：Conservatórias do Registo Civil

3. 死亡数

a) 法的根拠
スウェーデン：
回答なし

オーストラリア：
Census and Statistics Act 1905

フィンランド：
Laki 858/97

アイルランド：
Vital Statistics and Births, Deaths and Marriages Registration Act, 1952

- オランダ : 回答なし
 Artikel 12a, eerste lid van deWet op de
 lijkbezorging
- ドイツ :
 Gesetz über die Statistik der
 Bevölkerungsbewegung und die
 Fortschreibung des Bevölkerungsstandes
 from the 4. of july 1957 (BGBl. I S. 694), in
 form of publication from the 14. of march
 1980 (BGBl. I S. 308) changed by §26 of
 the Melderechtsrahmengesetzes (MRRG)
 from the 16. of august 1980 (BGBl. I S. 1429)
- ルクセンブルグ :
 回答なし
- ノルウェー :
 Statistikkloven av 16.6. 1989
 Lov om folkeregistrering av 16.1. 1970 (sist
 endret 4.3. 1994)
- ポルトガル :
 Código do Registo Civil
- b) 調査間隔 と最終調査年
- スウェーデン :
 回答なし
- オーストラリア :
 毎年、2000年
- フィンランド :
 回答なし
- アイルランド :
 死亡届のある毎に
- オランダ :
 回答なし
- ドイツ :
 1年毎
- ルクセンブルグ :
 回答なし
- ノルウェー :
 回答なし
- ポルトガル :
- 回答なし
- c) 担当省庁および関連機関
- スウェーデン :
 回答なし
- オーストラリア :
 Australian Bureau of Statistics,
 関連 : State and Territory Registrars of Births,
 Deaths and Marriages
- フィンランド :
 Population Register Centre Statistics Finland
 関連 : 記載なし
- アイルランド :
 the Department of Health and Children
 (代理: Central Statistics Office)
 関連 : 記載なし
- オランダ :
 CBS (Statistics Netherlands)
 関連 : 市町村および一般医、
 市町村医
- ドイツ :
 Statistical Offices of the Länder, Federal
 Statistical Office
 関連 : Local registry office、
 地方保健部局
- ノルウェー :
 Statistisk sentralbyrå
 関連 : Det sentrale folkeregisteret i
 Skattedirektoratet
 Lokale folkeregistere
- ポルトガル :
 Instituto Nacional de Estatística
 関連 : Conservatórias do Registo Civil
4. 人口、出産数、死亡数の収集方法
 資料参照
- C-2. 医師数、歯科医師数、薬剤師数、看護師数の調査
 (職種毎の記載がないとき同一の法等に
 基づいている)

a) 法的根拠

スウェーデン :

LAGEN OM YRKESVERKAMHET PÅ
HÄLSO- OCH SJUKVÅRDENS OM RÅDE

オーストラリア :

1. Australian Institute of Health and Welfare Act 1987
2. Census and Statistics Act 1905
3. 医師のみ 上記のほかに Health Insurance Commission Act 197 Health Insurance Act 1973

フィンランド :

記載なし

アイルランド :

Annual Personnel Census
(Integrated Management Returns で毎月概要は把握している)

オランダ :

Wet Beroepen in de individuele gezondheidszorg
Individual Health Care Professions Act

ドイツ :

病院勤務の看護師のみ法記載あり
Verordnung über die Bundesstatistik für
Krankenhäuser (KHStatV) vom 10.4.1990

ルクセンブルグ :

医師、歯科医師 :
Texte coordonné du 10 octobre
1995 de la loi du 29 avril
1983 concernant l'exercice
des professions de médecin,
de médecin-dentiste et de
médecin-vétérinaire
Loi du 21 novembre 1980 portant
organisation de la direction de la
santé

薬剤師 :

Loi du 31 juillet 1991 déterminant les
conditions d'autorisation d'exercer la
profession de pharmacien
Loi du 21 novembre 1980 portant
organisation de la direction de la santé

看護師 :

Loi du 26 mars 1992 sur l'exercice et la
revalorisation de certaines professions de
santé.
Règlement grand-ducal du 25 novembre

1993 autorisant

- 1) la création et l'exploitation d'une banque de données de personnes exerçant certaines professions de santé et
- 2) l'utilisation du numéro d'identité des personnes physiques et morales

ノルウェー :

医師 :

Lov om spesialisthelsetjenesten m.m. av 2. juli 1999

Lov om helsetjenesten I kommunene av 19. november 1982

Lov om folkeregistrering av 16. I. 1970 (sist endret 4.3. 1994)

歯科医師 :

Act No. 54 of 3 June 1983

薬剤師 :

記載なし

看護婦 :

Lov om spesialisthelsetjenesten m.m. av 2. juli 1999

Lov om helsetjenesten i kommunene av 19. november 1982

Lov om sosiale tjenester av 13. desember 1991

ポルトガル :

記載なし

b) 調査間隔 と最終調査年

スウェーデン :

1年ごと、2001年

オーストラリア :

1. Australia Bureau of Statistics

(Census and Statistics Act 1905 に基づくものはすべての職種で5年ごと

医師 2001年、歯科医師 2001年、

薬剤師 2001年、看護師 2001年

2. Australian Institute of Health and Welfare Act 1987 に基づくものは

医師 : 毎年、歯科医師 : 不定期、薬剤師 : 毎年。看護師 : 2年ごと

医師 1998年、歯科医師 1997年、薬剤師 1999年、看護師 1999年

3. Health Insurance Commission Act 197 に基づく医師数は年4回、2001年6月

フィンランド :

基本的に調査はないが、免許の毎年の更新時に確認 2000年

アイルランド：
毎年、2001年

オランダ：
持続的

ドイツ：
1年毎、2000年

ルクセンブルグ：
持続的 薬剤師のみ1999年、
他は2001年

ノルウェー：
医師、歯科医師、看護師は毎年
2000年
薬剤師は記載なし

ポルトガル：
記載なし

c) 登録確認か自己申告の区別

スウェーデン：
登録確認

オーストラリア：

1. Australia Bureau of Statistics
(Census and Statistics Act 1905に基づく
もの)はすべての職種で自己申告
2. Australian Institute of Health and Welfare
Act 1987に基づくものは すべての職
種で毎年登録確認
3. Health Insurance Commission Act 197に基
づく医師数は医療支払いにより確認

フィンランド：
登録による

アイルランド：
Health Board への回答による

オランダ：
自己申告

ドイツ：
医師、歯科医師、薬剤師は登録、
看護師は毎年自己申告

ルクセンブルグ：
自己申告
(看護師のみ雇用者からの申告も
ある)

ノルウェー：
医師、看護師は病院等経由で調査
歯科医師は登録
薬剤師は記載なし

ポルトガル：
記載なし

d) 担当省庁および関連機関

スウェーデン：
THE NATIONAL BOARD OF HEALTH AND
WELFARE

オーストラリア：
Australian Bureau of Statistics,
関連： State and Territory medical
registration boards

フィンランド：
施行していないが National Authority for
Medicolegal Affairs が免許登録を管理している

アイルランド：
the Department of Health and Children
関連： Health Board

オランダ：
CIBG/BIG, Minister of the Department of Health,
Welfare and Sports and the IGZ (Health
Inspection).

ドイツ：
医師、歯科医師、薬剤師は
Bundesärztekammer、
看護師のみ
Federal statistical office, Statistical offices of
the länder

ルクセンブルグ：
Ministère de la Santé
関連： 医師、歯科医師は医学校、
看護師は雇用者

ノルウェー：
医師、看護師は STATISTICS NORWAY

関連：町村の保健情報収集部
歯科医師は Norwegian Board of Health
関連：STATISTICS NORWAY

ポルトガル：
記載なし

e) 免許や登録の更新
スウェーデン：
終世

オーストラリア：
すべての職種で毎年
(薬剤師に関しては Northern Territory のみ毎年更新ではない)

フィンランド：
National Authority for Medicolegal Affairs の検査で問題なければ終世

アイルランド：
記載なし

オランダ：
医師は5年毎の更新、
他の職種も更新(間隔は記載なし)

ドイツ：
記載なし

ルクセンブルグ：
医師、歯科医師、薬剤師は終生、
看護師は5年以上職に就かなかった場合は更新が必要

ノルウェー：
医師、看護師は 必要時更新
歯科医師は終生

ポルトガル：
記載なし

f) 情報の収集方法
資料参照

1 死亡に対する統計

a) 法的根拠および最終調査年
スウェーデン：

Begrauningslagen
1999

オーストラリア：
Census and Statistics Act 1905
2000

フィンランド：
The Act Establishing Causes of Death (1998)
1999

アイルランド：
Vital Statistics and Births, Deaths and Marriages
Registration Act, 1952
Statistics Act, 1993
2001

オランダ：
Artikel 12a, eerste lid van deWet op de
lijkbegroting
2000

ドイツ：
Gesetz über die Statistik der
Bevölkerungsbewegung und die Fortschreibung
des Bevölkerungsstandes from the 4. of July 1957
(BGBl. I S. 694), in form of publication from the
14. of March 1980 (BGBl. I S. 308) changed by
§26 of the Melderechtsrahmengesetzes (MRRG)
from the 16. of August 1980 (BGBl. I S. 1429
毎年施行されている

ルクセンブルグ：
Loi du 21 novembre 1980
Loi du 31 décembre 1952
Règlement grand-ducal du 20
juin 1963
2000

ノルウェー：
New Health Personnel Act and new provisions for
the Cause of Death Register
1999

ポルトガル：

C-3. 死亡、罹患等に関する統計調査

Portaria n.º 1451/2001, de 22 de Dezembro do
Ministério da Saúde
Regulamento de Nomenclatura da
Organização Mundial de Saúde (artigo 5º).
(新生児等)

b) 死因の記載者および個別票の形態
(紙または電子式)

スウェーデン：
医師
紙

オーストラリア：
死に立ち会った医師
紙

フィンランド：
医師
紙

アイルランド：
医師、病理医、検死官
紙

オランダ：
医師
死亡者名は電子的、死因は紙

ドイツ：
医師
紙

ルクセンブルグ：
医師
紙

ノルウェー：
医師
紙

ポルトガル：
医師
紙

c) 担当省庁および関連機関

スウェーデン：
National Board of Health and Welfare

オーストラリア：
Australian Bureau of Statistics,
関連：State and Territory of Birth, Death
and Marriages

フィンランド：
Statistics Finland under Ministry of Finance
関連：Population Register Centre and local
registers under Ministry of Internal Affairs

アイルランド：
Central Statistics Office
関連：Department of Health and Children
(Doctors, Registrars)
Department of Justice (Coroners and
Police and Pathologists)

オランダ：
CBS (Statistics Netherlands)
関連：警察等

ドイツ：
Statistical Offices of the Länder, Federal
Statistical Office
関連：Local registry office
地方保健局

ルクセンブルグ：
Ministère de la Santé- Direction de la
Santé
関連：市町村

ノルウェー：
Statistisk sentralbyrå

ポルトガル：
Instituto Nacional de Estatística
Ministério da Saúde
Ministério da Justiça
関連：病院等

2. 罹患等に関する保健統計

(記載がない場合は入院、外来とも同じ)

a) 法的根拠

スウェーデン：

Lag om hälsodataregister

- オーストラリア：
外来；Census and Statistics Act 1905
入院；Australian Institute of Health and Welfare Act 1987
- フィンランド：
外来；基本的にはシステムとして存在しない。
伝染性の疾患については定めに従って
報告義務がある
入院；入院費用のデータとして得られる。
- アイルランド：
法的根拠なし
- オランダ：
外来；De Wet op de Statistiek
その他法によらない統計あり
入院；なし
- ドイツ：
Gesetz zur Verhütung und Bekämpfung von
Infektionskrankheiten beim Menschen
(Infektionsschutzgesetz - IfSG) 2001
- ルクセンブルグ：
記載なし
- ノルウェー：
外来については法はない
入院；Statistics Act of June 1989
- ポルトガル：
記載なし
- b) サンプリングの有無および個別票の形態
(紙または電子式)
- スウェーデン：
全数
電子的
- オーストラリア：
外来；多段抽出法により 1:310 で抽出 (人口
により比率は 1:30 から 1:550)
紙
入院；全数
電子的
- フィンランド：
記載なし
- アイルランド：
外来；公的病院の外来通院
入院；公的な急性疾患の病院
紙
- オランダ：
外来；法によるものは人口に基づいてサン
プリングし 120 人程度の回答を得て
いる。
電子的
外来；公立病院、大学病院等 120 の病院の
患者全数
紙および電子的
- ドイツ：
指定された疾患全数
紙または電子的
(報告するところによって違う)
- ルクセンブルグ：
記載なし
- ノルウェー：
外来は現在ない
入院は全数
電子的
- ポルトガル：
記載なし
- c) 担当省庁および関連機関
- スウェーデン：
National Board of Health and Welfare
関連；市町村
- オーストラリア：
外来；the National Health Survey
関連；なし
入院；Australian Institute of Health and Welfare
関連；地方保健局
- フィンランド：
記載なし

アイルランド：
外来；なし
入院； Department of Health and Children
関連； Economic and Social Research
Institute

オランダ：
外来； the RIVM (National Institute of
Public Health and the
Environment) and the Municipal
Health Centres.)
関連； 家庭医等
入院； 基本的にはないが病院の医者により
施行されている。

ドイツ：
Local health departments, state health
departments,
Robert Koch Institute
関連； 医師、病院等

ルクセンブルグ：
記載なし

ノルウェー：
SINTEF Unimed, The Norwegian
Patient Register (Owned by the Ministry of
Health)

ポルトガル：
記載なし

3. 届け出等の規則のある疾患の有無

スウェーデン：
記載なし

オーストラリア：
州により多少の差がある
ガン、糖尿病、先天異常等

フィンランド：
伝染性疾患（コレラ、ジフテリア、炭疽病等）

アイルランド：
伝染性疾患（性病、コレラ、インフルエンザ
等）

オランダ：
伝染性疾患（肝炎 A、B、コレラ、インフ
ルエンザ等）

ドイツ：
記載なし

ルクセンブルグ：
感染症を 4 群に分け、届け出る

ノルウェー：
伝染性疾患（肝炎 A、B、D、E、コレラ、
インフルエンザ等）

ポルトガル：
記載なし

D. 考察

回答した国が少ないうえに、白紙の部分が多々見られた。これは統計情報が一部の部署のみで行われるものでなく、他の部署との関連が大きいと、情報が 1 カ所では集めきれないためではないかと考えられた。返送予定との連絡があつてまだ来ていない回答もある上にフランスやイギリス、カナダ、アメリカ等の回答がなく十分な結果とは言い難い。これらの国に対して訪問調査を含めて再度調査する必要があると考えられた。情報の収集として現在は紙による収集が多いが、将来的には電子的に行うとの回答もあり、今後情報の処理時間の短縮が予想された。また、患者調査については各国のばらつきが大きく、今後比較の際には、十分な注意が必要と考えられた。

E. 結論

今回は回答数が少ないため、さらなる調査の必要があると考えられた。

F. 健康危険情報

特になし

G. 学会発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

分担研究者 里村一成 京都大学医学部公衆衛生学教室 助手

研究要旨

保健情報を利用して様々な提言を行っているOECD本部において、それぞれの国の保健情報収集の実状の把握について聞き取り調査した。基本的にはOECDにおいては各国の実状は把握しておらず、各国からあがってきた情報を処理している状態であった。1国で同じ項目に対して2種類以上のデータがある場合は、その国の判断に任せているとのことであった。担当者も情報収集の実状について知りたいと考えているのが現状であった。

A. 研究目的

様々な保健情報が使われているが、海外の保健情報の収集方法や、法的根拠の有無、正確性についての情報はあまりない。そこで法的な整備が進んでいると考えられるOECD加盟国の実状について調査した。

B. 研究方法

OECDのパリ本部で聞き取り調査とした。事前に email にてコンタクトをとり、面接を求めた。

C. 研究結果

OECDのパリ本部で Health Policy Unit, Social Policy Division, Directorate for Education, Employment, Labour and Social Affairs の Principal Administrator である Manfred Huber 氏に面接ができ、聞き取り調査を行った。Huber 氏はドイツからの派遣でOECDにおいて、活動しているとのことであった。

1. 各国の保健データ収集法について
OECDで必要であるのは保健データ自体であるため、その収集方法や法的整備等については情報を持っていないとのことであ

った。また収集されたデータについての正確性等について、興味はあるもののOECDでは情報を持っていないとのことであった。OECDでは各国から発行されているデータを元に判断等を下しており、データの発行所についてはわかっているものの、その元データの収集機関についての詳細な情報は持っていないとのことであった。

2. OECDにおけるデータの取り扱い

OECDにおいては各国が発行しているデータを用いて必要な統計処理を行っている。その場合、情報において検討する項目としては、情報の収集年度やサンプル調査の場合のサンプル数等である。これらは報告書に明記されている。これらの法的な根拠や正確性については基本的には検討せず使用している。また、1カ国から同じ項目に対して複数のデータが出されている場合、報告書にそれらのデータを記載するとともに、発行元でなくデータを出している国にそれらのデータを返して最終判断を検討してもらいその結果をOECDで利用しているとのことであった。OECDの報告書においても必ずしもすべての国のデータが利用報告されているわけではない。OECD

の保健部門だけでなく労働関係部門で働いている研究者も同様の方法を用いていることを確認してもらった。

D. 考察

今回の聞き取り調査で。統計情報は一度発行されるとそのまま使われていることが明らかになった。明確な比較のためにはその正確性や 情報収集法がある程度明確である上にそろそろ必要があると考えられるが、そこまでの考慮はされていなかった。聞き取り調査の中で加盟国に対するアンケート予定の話をしたところ、その情報をほしいとのことであった。文化、習慣等の違いはあるが、今後のグローバリゼーションを考えるともう少し統一した方法が望まれる。

E. 結論

OECD本部では統計情報の収集方法や性格師についての情報はほとんど持っていなかった。

F. 健康危険情報

特になし

G. 学会発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

資料

送付したアンケート一覧

Form A-1: Population and Vital Statistics – Population, Live Births and Deaths

Please provide information regarding the scheme for the collection of respective statistic data.

	Resident Population	Number of Live Births	Number of Deaths
Name of the law and regulations providing basis for collecting statistics *			
Time interval between consecutive surveys			
Year of the latest survey			
Criteria for the survey (all residents or only those who have the country's citizenship)			
Government branches/ offices responsible for the survey			
Other agencies, local and/or central, involved in the implementation of the survey **			
Problems, if any, technical or other, of the survey; plans for future change			

* : In original language with its English or French translation.

** : Please provide on the next sheet A-2 a flow chart of the administrative structures through which information is collected and transmitted upwards.

Form A-2: Population and Vital Statistics (continued)

Please provide a flow chart of the administrative structures through which vital health information is collected and transmitted upwards